

知的財産推進計画2014に向けた提言について

平成26年5月16日
知的財産教育協会

要 旨

知的財産教育協会は、「中小・ベンチャー企業及び大学支援強化タスクフォース報告書」に対して提言いたします。

本提言の大枠は以下のとおりです。

1. 中小・ベンチャー企業の知財マネジメント人材の育成のための具体的施策
2. 中小・ベンチャー企業の総合知財戦略構築を支援する知財専門家の育成のための具体的施策
3. 中小・ベンチャー企業の実態を反映した意見を収集する取組の促進について
4. 中小・ベンチャー企業の経営者に知財マネジメントに関する情報を活用しやすい形で伝達する取組の促進について

I. はじめに

知的財産教育協会は、2008年より厚生労働大臣指定試験機関として国家試験「知的財産管理技能検定」を実施しており、これまでの延べ受検者数は約18万8千人に上ります。輩出した知的財産管理技能士は2014年5月現在までに、1級1,640人、2級20,886人、3級33,116人の延べ55,642人に達し、全国47都道府県に分布しています。

当協会では、当協会内に「中小企業センター」を設置し、中小・ベンチャー企業に所属する知的財産管理技能士を有効活用することにより、中小・ベンチャー企業の実態を反映した意見を広く吸い上げるとともに、中小・ベンチャー企業の経営者に知財マネジメントに関する情報を活用しやすい形で伝え、もって、我が国の中小・ベンチャー企業の事業戦略的な知財マネジメントを推進したいと考えております。

そこで、当協会では、中小企業センターにおいて検討した「中小・ベンチャー企業及び大学支援強化タスクフォース報告書」に対する意見を中心として、「知的財産推進計画2014」の策定に向けて提言させていただきます。

II. 提言

1. 「人財」に関する論点についての提言

「中小・ベンチャー企業及び大学支援強化タスクフォース報告書」は、海外展開を図る多くの中小・ベンチャー企業が、知財マネジメントに対する理解が不十分であり、あるいは、理解しているものの、対策を取るための人財等の不足や、適切な知財専門家による支援が受けられないことを課題として挙げ、支援の方向性、支援強化に向けた論点が整理されているが、支援策を浸透させるには以下を行うべきである。

(1) 中小・ベンチャー企業の知財マネジメントを担う人財の育成

①中小・ベンチャー企業における「一社一人運動」の推進

全ての中小・ベンチャー企業で知的財産を理解できる人財を少なくとも一人は育成・確保する「一社一人運動」（2006年「知的財産人材育成総合戦略」P.30を参照）を推進するべきである。後述する「2. 「情報及び関係機関の連携」に関する論点についての提言」の加速化にもつながるものである。

具体的には、中小企業に必要とされる知財人財の具体的な指標や客観的な到達度が明確となるよう、中小・ベンチャー企業の知財マネジメント人財の育成にも留意した国家資格（「知的財産管理技能検定」等）の受検を推奨し、「一社一人運動」を推進した中小・ベンチャー企業には支援策の優先適用をする等のインセンティブ制度を導入するべきである。

②中小・ベンチャー企業に対する環境の整備

企業経営にとって知財マネジメントは必須要素であるという観点から、中小・ベンチャー企業に事業戦略の視点で知財マネジメントの重要性を啓発するため、知的財産に関する国家資格（弁理士、弁護士、知的財産管理技能士等）を保有し企業経験を積んだ者による実践的な研修を実施する環境を整備するべきである。

③高等学校、高等専門学校、大学等における知財科目の必修化の検討

企業経営にとって知財マネジメントは必須要素であるという認識の下、将来の中小・ベンチャー企業における知財活動の担い手を育成するために、高等学校、高等専門学校、大学等において知的財産に関する科目の必修化の検討を促すべきである。また、知的財産に関する科目を教える教育者として、国家資格保有者（弁理士、弁護士、知的財産管理技能士等）を活用するべきである。

(2) 中小・ベンチャー企業の総合知財戦略構築を支援する知財専門家の育成

中小・ベンチャー企業における、特許に意匠・商標・ノウハウ等を加えた、訴訟対応など権利行使までを視野に入れた知財マネジメント（総合知財戦略）構築に資する、「知的財産戦略」、「標準化戦略」、「諸外国における権利化手続き」、「諸外国の関係法規」「エンフォースメント」等に精通した人材を育成・確保するために、国家資格（「一級知的財産管理技能士」等）の取得を促進する取組を推進すべきである。

2. 「情報及び関係機関の連携」に関する論点についての提言

「中小・ベンチャー企業及び大学支援強化タスクフォース報告書」は、相談窓口のワンストップ化及び知財活動の裾野拡大の推進が不可欠としているが、これら支援策を真に役立てるには、さらに以下も取り組むべきである。なお、以下は、前述の「一社一人運動」によって実効性が担保されるものである。

（１）中小・ベンチャー企業の実態を反映した意見を収集する取組の促進

中小・ベンチャー企業が直面している問題解決のための緊急的支援や、問題の発生を未然に防ぐための予防的支援等、中小・ベンチャー企業のニーズに合った適切な施策を実施するために、中小・ベンチャー企業に所属する知財マネジメント技能を有する者（二級又は三級知的財産管理技能士等）の活用により、中小・ベンチャー企業の実態を反映した意見を収集する取組を促進すべきである。

（２）中小・ベンチャー企業の経営者に知財マネジメントに関する情報を活用しやすい形で伝達する取組の促進

中小・ベンチャー企業に知財マネジメントを浸透させるため、中小・ベンチャー企業に所属する知財マネジメント技能を有する者（二級又は三級知的財産管理技能士等）の活用により、中小・ベンチャー企業の経営者に知財マネジメントに関する情報（国の支援策、海外の法制度運用の実態等）を活用しやすい形で伝達する取組を促進すべきである。

以上